

# 国民年金のお知らせ

国民年金保険料が変わります

4月から、国民年金第1号被保険者と任意加入被保険者の国民年金保険料が月額16,410円に変わります。

口座振替は5月末引き落とし分から、前納納付は4月末引き落とし分から変更となります。

## 学生納付特例の申請は4月から

20歳以上の学生で保険料を納めるのが困難な場合、申請をすることで4月から翌年3月までの保険料の納付が猶予されます。※昨年度特例の対象となった場合でも、毎年申請が必要です。

- ▼手続きに必要なもの
- ① 申請書
  - ② 基礎年金番号がわかるもの
  - ③ 有効期限がわかる学生証
- ※学生以外で保険料の納付が困難な場合は、免除制度や納付猶予制度があります。ご相談ください。

予約相談をご利用ください  
年金についての相談を希望される方は、予約相談をご利用ください。

☎0570(05)4890

## 産前産後の方の国民年金保険料が免除されます

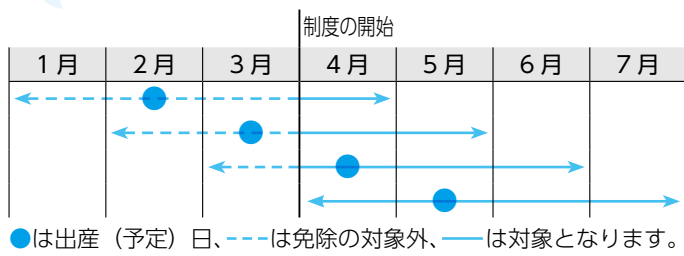
出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。

▼対象者 国民年金第1号被保険者で、出産日が2月1日以降の方

▼届出開始 4月3日(水)から

▼届出時期 4月1日以降、出産予定日の6か月前から

制度の開始が4月1日なので、下表のとおり、出産日が2月、3月、4月の方は、全期間が免除対象とはなりません。



## 平塚年金事務所

☎(22)1515  
町民課 ☎内線268

# 固定資産税のお知らせ

## 土地・家屋の価格等縦覧帳簿の縦覧

自己の所有する土地・家屋の評価額が適正かどうかを判断できるように、価格等縦覧帳簿を縦覧することができます。

## 縦覧できる方

固定資産税の納税者本人またはその代理人

## 縦覧期間・場所

4月1日(月)～5月31日(金) ※土日祝日を除く。  
税務課窓口

## 必要な物

本人確認書類(運転免許証、保険証、納税通知書など)、委任状(代理人の方のみ)



## 固定資産課税台帳の閲覧

自己に関わる固定資産の課税内容、税額等を確認できるように、固定資産課税台帳を閲覧することができます。

## 閲覧できる方

① 大磯町内に固定資産を有する方またはその代理人

② 納税管理人

③ 借地人・借家人

④ 平成31年1月2日以降の所有者(相続人を含む)

⑤ 管財人

## 閲覧期間・場所

通年(土日祝日を除く) 税務課窓口  
※平成31年度分は4月1日(月)から閲覧できます。

※縦覧期間中は、固定資産課税台帳の写しを無料で交付します。

## 必要な物

本人確認書類(運転免許証、保険証、納税通知書など)、委任状(代理人の場合のみ)、権利関係等を証明する書面(賃貸借契約書、売買契約書、戸籍謄本など) ③～⑤に該当する方のみ

☎税務課 ☎内線255

# 国民健康保険のお知らせ

社会保険に加入したら国民健康保険脱退の手続きが必要です

国民健康保険加入者が就職等により社会保険に加入した場合には、国民健康保険脱退の手続きが必要です。手続きをしないと引き続き保険税が請求されます。

※離職等の場合には国民健康保険加入の手続きが必要です。

## 脱退の手続きに必要なもの

- ・新しく発行された健康保険証または資格取得証明書
- ・以前の国民健康保険証
- ・運転免許証などの写真のついた本人確認書類
- ・印鑑
- ・マイナンバー通知カードまたは、個人番号カード



☎町民課 ☎内線274